

あなたの大切な遺言書を 法務局（遺言書保管所）が 守ります。

預けて安心! 遺言書保管制度

全国
300か所
以上^(※)
で実施します!

(※)全国の法務局
(本局・支局)

令和2年
7月10日(金)
から開始します!



遺言書ほかんガルー



(詳しくは法務省のホームページへ) http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

法務省民事局

生前

遺言書の保管の申請

※申請は撤回することができます。



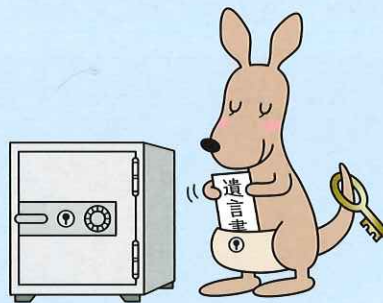
遺言者

保管の申請は、遺言書を事前に作成した上、申請書と添付書面を用意し、遺言者本人が遺言書保管所に来庁して手続を行う必要があります。遺言の内容についての相談はお受けできません。

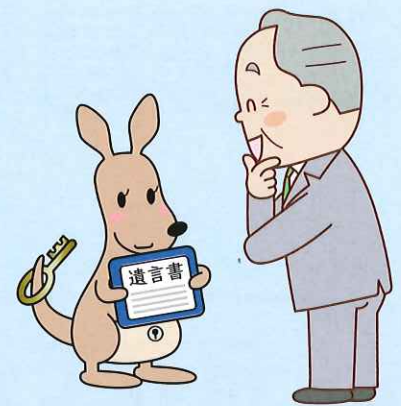
画像データ化



原本保管



遺言書の閲覧ができます



遺言者

画像データ(タブレット)又は原本を閲覧できます。

相続開始後

遺言書の保管の有無に関する証明書の交付が受けられます



相続人等

遺言書の写し(遺言書情報証明書)の交付が受けられます



相続人等

遺言書の閲覧ができます



相続人等

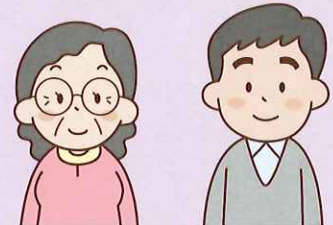
画像データ(タブレット)又は原本を閲覧できます。

遺言書が保管されていることを通知します(※)



通知

通知



他の相続人等

(※)相続人等が遺言書情報証明書の交付を受けたり、遺言書を閲覧すると、法務局職員(遺言書保管官)は、その方以外の相続人等に対して遺言書を保管している旨をお知らせします。

検認不要

遺言書保管所において保管されている遺言書については、家庭裁判所での検認が不要となります。

※手続のご利用には、予約が必要です。また、手数料がかかります。